

オミクロン株の特徴を踏まえた学校における感染防止対策の手引き

[令和4年3月版]

はじめに

1 現状と課題	2
2 予防的対策の徹底	3
(1)基本的な感染対策	
(2)オミクロン株の特徴を踏まえ、特にお願いしたいこと	
(3)授業・学校行事・部活動の対策について	
(4)感染リスクが高まる場合とは	
(5)迅速な受診・検査	
3 陽性者発生時の対応	9
(1)小学校・特別支援学校の対応	
(2)中学校・高等学校の対応	
4 学びの保障と居場所の確保	11
(1)各教科等の指導における感染症対策	
(2)学級等が閉鎖された場合の対応	
(3)登校に不安を感じる児童生徒への対応	
(4)居場所の確保	
5 教職員のワクチン追加接種	14

～はじめに～

本県の「まん延防止等重点措置」は3月6日をもって終了しましたが、現在の直近1週間（3月22日～3月28日）の新規陽性者数は3,072人、人口10万人あたり149.99人となっており、「まん延防止等重点措置」終了時（直近1週間（2月25日～3月3日）の新規陽性者数2,426人、人口10万人あたり118.45人）から再び増加しています。

一方、確保病床使用率は8日連続で25%を下回り、医療提供体制への負荷が軽減されつつあることから、この度「医療警報」が解除され、各圏域の感染状況に応じた感染警戒レベルに切り替わることとなりました。

学校においては、『「まん延防止等重点措置」終了後の学校における感染防止対策の手引き』を活用して感染防止対策を徹底していただいているところですが、新規陽性者に占める10代以下の割合は約3～4割を占め、また、小学生の新規陽性者数は依然として高い水準で推移しています。

このため、引き続き、ウイルスを校内に持ち込まない、広げないよう基本的な感染症対策を徹底するとともに、これまでの「予防的対策の徹底」や「陽性者発生時の対応」を原則継続し、可能な限り児童生徒の感染リスクの低減を図るなど、今後の感染防止対策について記載した手引きを作成しました。

新学期のスタートにあたり、県立学校においては、この手引きを踏まえて今一度感染防止対策を徹底するとともに、市町村教育委員会及び私立学校においては、この手引きを参考にいただき、各圏域や学校の状況に沿った感染防止対策をお願いいたします。

オミクロン株の特徴（令和4年2月開催の文部科学省研修資料より）

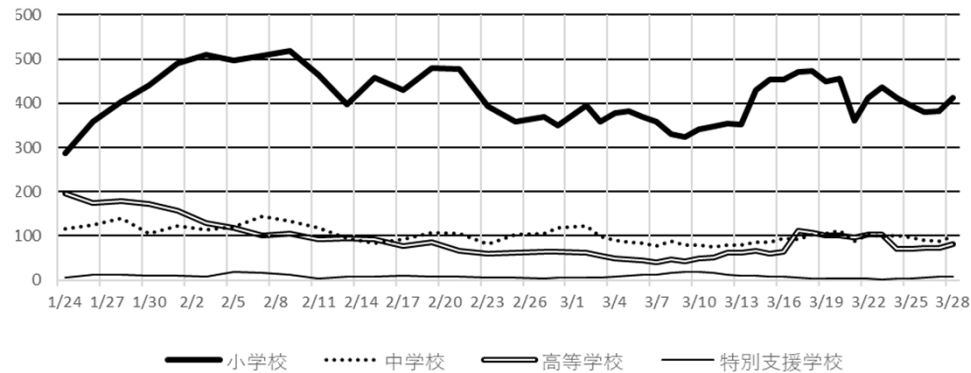
- ・感染すると90%の人が発症（10%の人は無症状）
- ・潜伏期間が短い（暴露した日から発症するまで3日の人が多く、5日までに95%の人が発症）
- ・デルタ株に比べて3～4倍の伝播性（広がりやすさ）がある



オミクロン株の特徴を踏まえた感染対策の徹底が必要です！

1 現状と課題

【新規陽性者数(R4.3.28時点 1週間の延べ人数)】



- ・ 県内の新規陽性者数のうち、10代未満及び10代が占める割合は3～4割程度
- ・ 特に、**小学生の新規陽性者数は**ピーク時（2月5日頃）と比べ**減少しているが、依然として高い水準**

【保健所による濃厚接触者特定の取扱いの変更】

「オミクロン株流行下における本県の積極的疫学調査の対応」（R4.3.29新型コロナウイルス感染症長野県対策本部）

保健所における積極的疫学調査

- 保育所・**小学校**などについては、学校・施設等の協力の下、**保健所が調査等を実施**
- その他一般事業者等（**中学・高校**含む）に対しては、原則として**保健所による調査等を実施せず**、感染状況等に応じた自主的な感染対策の徹底を要請

【これからの感染対策に向けて】

- ・ 学校内で感染したと思われる児童生徒は、一人目の陽性者の最終登校日から概ね5日以内に発症しており、陽性者の最終登校日から5日間を学級閉鎖とする対応は、学校内での感染拡大を防止する上で一定の効果がありました。
- ・ 小学校で集団感染が多く発生していましたが、5日間の学級閉鎖等の**休業ルール導入後は、集団感染が減少**しています。
- ・ **分散登校を実施した学校では集団感染が抑えられています。**
- ・ その時期しか開催できない**行事（入学式など）を安全に実施するための工夫が必要**です。
- ・ **部活動は、児童生徒が目標とする公式大会に備えて、怪我防止の観点から必要な練習を実施**する必要があります。
- ・ **中学校、高等学校では、保健所による濃厚接触者の特定が行われなくなる**ことから、濃厚接触者の候補者リスト作成・保健所への提出の必要がなくなります。

(1) 基本的な感染対策

学校における教育活動については、「県立学校運営ガイドライン」等により、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いしてきました。

基本的な感染対策は引き続き徹底していただきますようお願いします。

毎日の健康観察の徹底

- ・健康観察アプリや健康チェックカード等を活用
- ・児童生徒・教職員やその家族が体調に異変を感じたらその間登校・出勤しないことを徹底（休日の体調不良も）

こまめな換気の徹底

原則常時換気。常時換気が困難な場合は、少なくとも30分に1回数分間窓を全開に

身体的距離の確保

座席の配置は、できるだけ2m（最低1m）を確保、対面は避ける

昼食時の感染対策

- ・食事前、食事後の手洗い及び机上（配膳台を含む）の消毒を徹底
- ・対面での飲食は避け、食事時の会話は控える

授業

P5

- ・基本的な感染防止対策を徹底した上で、通常登校を基本とする
- ・感染警戒レベル5の圏域では...感染リスクが高い学習活動は行わない

学校行事

P5

- ・健康チェックを行い、体調に異変を感じた者は参加しない
- ・参加者の間隔が1m以上とれるよう配慮
- ・会場の換気の徹底
- ・近距離で大きな声を出す行事は行わない

部活動

P6

- ・部室や更衣室の利用は少人数かつ短時間で
- ・昼食や帰宅途中の飲食による感染リスクに注意する

2 予防的対策の徹底

(2) オミクロン株の特徴を踏まえ、特にお願いしたいこと

**⚠ 児童生徒と接する大人(教職員、児童生徒の同居家族等)へワクチン接種の検討を依頼してください！
あわせて、ご家庭内での感染防止対策の徹底も依頼してください！**

10代以下の陽性者数が3～4割程度を占めているため、相互の感染が危惧されています。

**⚠ 児童生徒や家族に一人でも症状がある場合は登校させないでください！
(兄弟関係が在籍する学校への連絡をお願いします)**

オミクロン株は感染力が強く、PCR検査を行うと家族のほとんどが感染しています。

**⚠ 中学校・高校は保健所による濃厚接触者の特定は行われませんが、陽性者が発生した際の
休業ルールは引きつづき継続してください！** P9・10

陽性者の最終登校日から5日を経過するまで学級閉鎖をした場合、校内での感染拡大が防止されています。

**⚠ 濃厚接触者等(中学校・高校は「出席停止」させる者)の保護者には、子どもの健康観察の徹底や、
少しでも体調に異変を感じた場合は、かかりつけ医等に相談し受診・検査するようお願いしてください！**

**⚠ 通常登校を基本としますが、医療特別警報や医療非常事態宣言が発出された場合には、
校内の学習環境などを踏まえ、分散登校を検討してください！** P5

圏域や校内の感染状況に応じた学びの保障と感染防止対策の適切なバランスに留意してください。

⚠ 行事や部活動の実施にあたっては、特に感染防止対策の徹底をお願いします！ P5・6

行事を行う際は事前練習や準備も対策を徹底し、事前練習は必要最小限とするなど工夫してください。



(3)授業・学校行事・部活動の対策について

ア 授業

感染防止対策を徹底した上で通常登校を基本としますが、医療特別警報や医療非常事態宣言が発出された場合には、校内の学習環境などを踏まえ、分散登校の検討をお願いします。

特に、**感染警戒レベル5の圏域**では...

★**感染リスクの高い各教科の学習活動は行わないでください。**

[感染リスクの高い学習活動の例]

- ・ 児童生徒が長時間近距離で対面形式となるグループワークや、近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・ 室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
- ・ 児童生徒同士が近距離で活動する調理実習
- ・ 児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

イ 学校行事

本番だけでなく、事前練習や準備の際も感染防止対策を徹底してください。
事前練習を行う場合は、必要最小限の時間、内容とするなど工夫してください。
対策を講じてもお、安全な実施が困難である場合は中止又は延期をお願いします。

入学式では...

- ・ 会場の密を避けるため、参加者の間隔が1 m以上とれるよう十分配慮
- ・ 参加する児童生徒や保護者は、日ごろより健康観察をしっかり行い、式当日に健康チェックカードを提出
- ・ 式当日、参加者やその同居者に風邪症状がある場合は参加しないことを徹底
- ・ 式後の教室内でのホームルームや写真撮影時にも、密に配慮

新入生歓迎会を行う場合には...

- ・ 大きな声を出すような内容や密になる場面がないように事前に確認
- ・ 在校生が演奏やパフォーマンスなどを行う場合には、リモートや事前の録音・録画による実施を検討

2 予防的対策の徹底

ウ 部活動

実施にあたっては、感染防止対策の徹底をお願いします。

特に、**感染警戒レベル5の圏域**では...

★1日の活動時間は2時間程度 ★合宿等を行わない。

★練習試合や、近距離で組み合ったり接触したりする感染リスクの高い活動は行わない。

ただし、公式大会（※）出場予定者等は、傷害・事故防止の観点から必要な練習は認める。

（※）高体連、高野連、高文連、中央競技団体等が主催する県大会、ブロック大会（北信越大会等）、全国大会

特に注意いただきたいこと

! 活動前後

- ・本人や家族が体調不良の際は活動に参加しないことを徹底
- ・部室や更衣室などを使用する場合は、少人数かつ短時間
- ・部活動で使用する用具等（ボール、椅子、モップ）は、使用前後に必ず消毒
体育館出入り口のドアノブなど、多くの人がかかる場所もこまめに消毒
- ・1会場の参加校数を自校を含め3校以内とする

! 活動中

- ・休憩時や練習メニューの切り替わり時には、こまめな手洗い・手指消毒
- ・ビブスや水分補給等の用具（ジャグタンク等）などは、共用での使用は避ける
- ・運動時以外は、マスク等の着用を徹底
試合中のタイムアウト時など、マスクの着用ができない場面ではタオル等で口を覆う
練習開始、終了時などの声を出す場面、ベンチ入り選手がゲームに出ていない場面でも、マスクを着用

! 昼食・飲食

- ・帰宅途中の生徒同士での飲食は控える
- ・極力昼食を挟まない日程を組む
- ・やむを得ず昼食を挟む場合でも、対面での飲食を避け、黙食を徹底
特に、狭くて換気が不十分な場所での飲食は危険！

! 休日

顧問の先生が、「長期休業および休日の部活動における感染防止対策チェックカード」により毎回、感染防止対策が徹底されていることを確認（令和3年7月29日付け通知）

(4)感染リスクが高まる場合とは（最近の感染事例から）

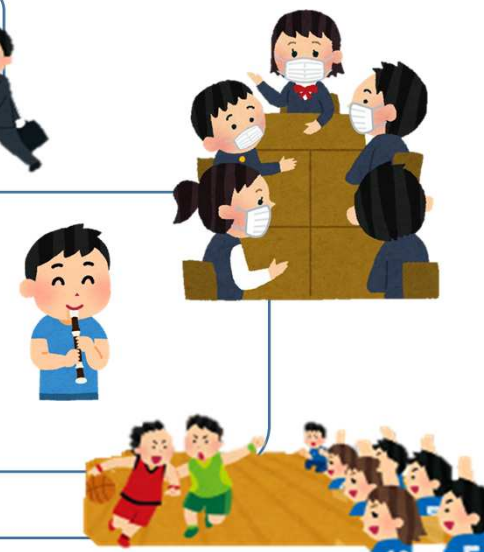
登校

家族が体調に異変を感じているのにも関わらず、登校してしまった



授業

- ・長時間、近距離の対面形式となるグループワークや近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・室内で児童生徒が近距離で行う合唱やリコーダー等の管楽器演奏
- ・児童生徒が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする運動
- ・休み時間に密な状態で他クラスの友達と遊んでいた



運動

- ・部室や更衣室等の換気が不十分で狭い空間に大人数で長時間滞在してしまった
- ・体育や部活動で使用する用具等（ボール、椅子、モップ）の消毒が不十分だった
- ・マスクを外して行う活動時に、こまめな手洗い・手指消毒が不十分だった
- ・運動の合間の休憩時などにマスク着用が徹底されていなかった



飲食

- ・教室での飲食時の前後に机上の消毒が行われていなかった
- ・換気が不十分な室内で飲食をした
- ・対面での飲食や食事中的会話があった
- ・食事前後の会話の際のマスク着用が不徹底だった
- ・教室内での歯磨きの後机上の消毒を行わなかったためウイルスが飛散し感染が広まった
- ・給食をおかわりする際、手の消毒をせず、おたまやしゃもじを使いまわした



2 予防的対策の徹底

(5) 迅速な受診・検査

児童生徒等が体調に異変を感じた場合、速やかに医療機関を受診・検査することが大切です。陽性が判明しても、速やかな学級閉鎖や濃厚接触者の特定等が可能となり、学校内での感染拡大防止につながります。児童生徒等に発熱、咳等の症状があった場合、以下の対応をお願いします。

ア 登校後に症状が出た場合

(全員共通)

速やかに早退し、医療機関を受診

(小学校4年生以上、教職員)

- ・学校で保有している抗原簡易キットによる検査（養護教諭等が対応）
- ・結果が陽性だった場合は、学校が診療・検査医療機関を紹介し受診
- ・陰性だった場合はかかりつけ医を受診

イ 休日や夜間に症状が出た場合

(検査キットが自宅にある場合は、自宅で検査)

- ・陽性だった場合は休日外来のある医療機関を受診し、学校へその旨連絡
- ・検査キット結果陽性を受け、学校は出席停止の措置をとり、臨時休業を実施

(検査キットが自宅にない場合は、休日外来のある医療機関を受診)

- ・あらかじめ学校は、各地域の休日外来の医療機関を把握し、問合せに対応
- ・陽性だった場合は医師の指示により療養し、学校へ速やかに連絡
- ・学校は出席停止の措置をとり、臨時休業を実施

なお、医療機関等で陽性が確定する前であっても、簡易キットにより陽性が確認された場合には、陽性として扱い、学級閉鎖等の対応を行います。

その後、医療機関等で陰性であることが判明した場合には、学級閉鎖等は解除してください。

新学期は特にご注意ください！

休日や夜間であっても速やかな連絡ができるよう、家庭から学校への連絡方法を生徒や保護者とあらかじめ確認してください。

(1) 小学校・特別支援学校の対応

小学校及び特別支援学校については、保健所による濃厚接触者の特定が行われるため、これまでと同様、陽性者が発生した場合、以下の対応をお願いします。これらの対応を取ることをあらかじめ保護者等に周知していただき、ご理解いただくよう努めてください。

- ア 陽性者が発生した場合は、学校は速やかに行動歴調査を行い、陽性者が感染可能期間(発症2日前以降が感染可能期間となる(無症状の場合は検体採取2日前以降))に登校していたら、陽性者と接触した可能性のある児童生徒を
- ・ 登校している場合には帰宅させ、陽性者が発生した学級は、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで学級閉鎖
なお、帰宅後の家庭での受入れ状況など(特に、低学年の児童等)十分に配慮すること
 - ・ 休日、夜間等に陽性者が判明した場合には登校させない

(帰宅させる範囲の考え方)

- ・ 校舎の構造などを踏まえ、手洗い場や廊下などを共用する同一フロアの学級
- ・ 登下校や休み時間、講座別授業などで、陽性者と接触した可能性のある児童生徒
- ・ 陽性者の確認が午後で、下校予定時刻が近づいている場合には、保護者への負担などを考慮し、同一学級の児童生徒のみ帰宅とすることも想定

イ 保健所の助言を受けて濃厚接触者の候補者リストを作成し、保健所に提出

ウ 保健所は候補者リストを踏まえ濃厚接触者を特定し学校へ連絡

エ 学校は濃厚接触者に特定された旨該当者へ連絡、同居家族に重症化リスクの高い者がいるかを聞き取り保健所へ連絡

オ 濃厚接触者の保護者には子どもの健康観察の徹底を呼びかけ、体調に異変を感じた場合には、かかりつけ医等に相談し、受診・検査をするよう勧めてください

【臨時休業について】

- ・ 学年内で複数の学級を閉鎖する場合には学年を、学校内で複数の学年を閉鎖する場合には学校全体を、それぞれの状況が解消されるまでの間閉鎖してください。
- ・ 他学級の児童生徒が濃厚接触者に特定される場合があります。
陽性者が発生していない学級においても、20%程度の濃厚接触者がいる場合には、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで、当該学級を閉鎖します。
ただし、学校の状況や地域の感染状況により、学校医等と相談の上さらに幅広い休業措置を取る場合も妨げません。

3 陽性者発生時の対応

中学校・高等学校

(2) 中学校・高等学校の対応

中学校・高等学校では、保健所による濃厚接触者の特定は行われませんが、感染拡大を防止するため、これまでの休業ルールを継続するようお願いいたします。これらの対応を取ることをあらかじめ保護者等に周知していただきご理解いただくよう努めてください。

- ア 陽性者が発生した場合は、学校は速やかに行動歴調査を行い、陽性者が感染可能期間（発症2日前以降が感染可能期間となる（無症状の場合は、検体採取2日前以降））に登校していたら、陽性者が発生した学級の生徒を、
- ・登校している場合には帰宅させ、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで学級閉鎖
 - ・休日、夜間等に陽性者が判明した場合には登校させない

- イ 閉鎖する学級以外の生徒も含め、陽性者と接触があった者のうち会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わず飲食を共にした場合、またはそれと同等程度に感染可能性が高いと見込まれる場合（※）は出席停止（陽性者の最終登校日から7日を経過するまで）としてください。

（※）「新型コロナウイルス感染症陽性者が確認された事業所等の方へ」のチェックリスト参照

また、陽性者が発生していない学級でも、20%程度の出席停止者がいる場合には、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで、当該学級を閉鎖してください。

なお、学校の状況や地域の感染状況により、学校医等と相談の上さらに幅広い休業措置を取る場合も妨げません。

- ウ 出席停止とした生徒の保護者には子どもの健康観察の徹底を呼びかけ、体調に異変を感じた場合には、かかりつけ医等に相談し受診・検査をするよう勧めてください。

- エ 部活動や講座においても、陽性者が発生した場合は、上記学級閉鎖と同様の対応をお願いします。

【臨時休業について】

学年内で複数の学級を閉鎖する場合には学年を、学校内で複数の学年を閉鎖する場合には学校全体を、それぞれの状況が解消されるまでの間閉鎖してください。

4 学びの保障と居場所の確保

(1)各教科等の指導における感染症対策

対面による各教科等の指導を行う場合には、以下の点に留意して実施します。

- ア 児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」については、可能なものは避け、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどして実施する。
- イ 複数の児童生徒が共用で教具(実験器具、体育器具、用具等)を使用する場合、適切な消毒、手洗いの徹底を行う。また、可能な限り一人一つずつ教具の準備を行う。
- ウ 探究学習におけるフィールドワーク等、外部の方と接する場合、電話やFAX、Web会議システム等も活用する。

(2)学級等が閉鎖された場合の対応

以下を踏まえたうえで、オンラインを活用した学習を行います。

- ア **タブレット端末の持ち帰り**
 - ・公用端末を家庭で利用できるよう、学校は持ち帰りに係るルールを工夫
 - ・家庭のWi-Fi環境の状況を予め把握し貸出用ルーターの活用や公衆Wi-Fiが利用できる施設等を確認
- イ **オンライン授業**

学校の実情にあわせ、臨時時間割の作成や指導計画の見直しとともに、次の方法を組み合わせるなどし、学びの機会を保障

 - ・ビデオ会議システムを活用したフルオンライン授業
 - ・オンデマンドで視聴できる授業動画
 - ・クラウドを利用した課題配信
- ウ **学級活動**

学級担任は毎日児童生徒の健康観察を継続するとともに、児童生徒の相談や保護者との面談を行う等、心のケアを実施

(3)登校に不安を感じる児童生徒への対応

児童生徒が感染を心配して出席しない場合や、感染を予防するために保護者が児童生徒を出席させない場合は、家庭と連絡を取り、健康状況や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応を行います。

この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱い、「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」等として記録します。

4 学びの保障と居場所の確保

【県内の参考事例】

県内では、学びを保障するために、様々な工夫により授業が行われています。次の事例を参考に、引き続き児童生徒の学びを確保してください。

自宅にいてもリアルタイムで授業に参加できるハイブリットな授業の工夫（A市）

- 〔一方向型〕 登校した児童生徒は、通常の対面授業を実施。自宅にいる児童生徒は、リアルタイムで実施されている対面授業をオンラインで視聴。
- 〔双方向型〕 登校している児童生徒と自宅にいる児童をオンラインでつなぎ、様々なアプリを活用して話合いや情報交換等を行う。

低学年の発達段階を踏まえたオンライン学習（B市）

- ・低学年は、キーボードが打てないことで活動の幅が狭くなったり、見ているだけのオンライン授業だとすぐ飽きてしまうため、双方向型のオンライン授業を実施。
- ・キーボード入力を必要とする際には、入力に不慣れな児童に配慮し、ノートに書いたものをカメラで写し、それを送信・共有するように工夫。

受験シーズンの生活リズムに配慮したオンライン学習（C市）

- ・中学校において、「登校しての対面授業」と「一方向のオンライン授業」を選択できるように実施。3年生の中には自宅で自分のペースで学習を進めることができ、落ち着いて受験に望むことができたという声もあった。

一人でオンライン授業に取り組むことが困難な生徒への配慮（高校）

- ・家庭での通信環境の整わない生徒や発達障がい等一人でオンライン授業に取り組むことが困難な生徒に対しては、できるだけ登校してもらい、教室で十分に距離をとるなど感染対策を講じた上でオンライン授業を実施

(4)居場所の確保

ア 臨時休業を行う場合には、一人で家にいることが難しい小学校低学年の児童を考慮し、居場所の確保を検討してください。

例えば…

「放課後児童クラブ」「児童館」「児童センター」… お住まいの市町村担当課へお問い合わせください。

「信州こどもカフェ」… 県HP「信州こどもカフェ（子どもの居場所づくり）」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/hitorioya/ibasyohome.html>

「放課後こども教室」… 県HP「新・放課後子ども総合プランについて」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/bunsho/bunka/katei/hokago.html>

イ 保護者が子どもの世話をを行うため仕事を休まざるをえなくなった場合、**厚生労働省の「小学校休業等対応助成金」**の制度を周知してください。

「小学校休業等対応助成金」

- 小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額を支給する国の制度です。
- この助成金は事業主が労働局に申請することとなっていますが、保護者が個人で申請しやすくなるよう手続きが見直され、事業主が申請しない時には、個人での申請が可能になります。
- 下記ページのリーフレット等を活用し、学校から保護者等へ改めて周知ください。

厚生労働省ホームページ「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html

小学校休業等対応助成金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html



5 教職員のワクチン追加接種

感染の急拡大を踏まえ、学校の教育活動継続の観点からも、ワクチンの追加接種を希望する教職員が速やかに接種を受けられるよう、県では教職員を県設置団体接種会場等における早期接種の対象としています。また、県設置職域接種会場での接種も可能です。

県設置団体接種会場での追加接種

圏域名	佐久圏域		上田圏域		諏訪圏域	上伊那圏域	
接種会場名	佐久合同庁舎 (佐久市)		上田合同庁舎 (上田市)		諏訪合同庁舎 (諏訪市)	伊那文化会館 (伊那市)	
接種日 (4月分)	4月9・ 10・23日	4月22日	4月2・ 3・16日	4月15日	4月9・10・ 23・24日	4月2・16日	4月15日
接種時間	9:30～16:00	14:00～19:30	9:30～16:00	14:00～19:30	9:30～16:00	10:00～16:30	17:00～19:30
接種可能人数	300人/日	300人/日	300人/日	300人/日	240人/日	300人/日	200人/日



圏域名	南信州圏域	木曽圏域	松本圏域		北アルプス圏域	長野圏域		北信圏域
接種会場名	エス・バード (飯田市)	木曽合同庁舎 (木曽町)	松本合同庁舎 (松本市)		大町合同庁舎 (大町市)	ホテル味リ外長野 (長野市)		飯山庁舎 (飯山市)
接種日 (4月分)	4月9・23日	調整中	4月2・6・16・ 17・24・29・30日	4月7・8日	4月9・29日	4月2・3・13・ 29・30日	4月11・ 18・25日	4月16・17日
接種時間	9:30～16:00		9:30～16:00	14:00～19:30	9:30～16:00	9:30～16:00	14:00～19:30	9:30～16:00
接種可能人数	300人/日		600人/日	600人/日	240人/日	600人/日	600人/日	300人/日

○予約方法・・・インターネット又は電話により予約してください。

- ・インターネット予約：県ホームページの新型コロナウイルス感染症対策 総合サイト>ワクチン特設サイト>県接種会場>専用予約システムから申請して予約
- ・電話予約：県ワクチン接種会場運営事務局(026-480-0400)に電話して予約

○詳細は、「県設置団体接種会場での新型コロナワクチン追加接種について(令和4年3月18日付け通知)」他参照

○最新情報は、県ホームページの新型コロナウイルス感染症対策 総合サイト>ワクチン特設サイト>県接種会場 参照

県設置職域接種会場での追加接種

会場名	長野会場		松本会場
接種会場名	長野合同庁舎501～503会議室	長野合同庁舎別館	松本歯科大学
接種日(4月分)	4月7・8・14・15・18・19・21日	4月28日	4月9・22日
接種可能人数	200～400人/日	200人/日	200～500人/日

※県設置職域接種会場での追加接種は、県立学校に勤務する教職員のみ対象です。

※県設置職域接種会場での追加接種は、居住する市町村からまだ接種券が届いていない教職員も接種可能です。

※接種ワクチンは、県設置団体接種会場・県設置職域接種会場ともに、モデルナ社製ワクチンとなります。

※県設置団体接種会場・県設置職域接種会場ともに、接種日は今後も追加される予定です。

○予約方法・・・「ながの電子申請サービス」により予約してください。

○詳細は、「県設置職域接種会場での新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)について(令和4年3月15日付け通知)」他参照

◎追加接種の概要は、県ホームページの新型コロナウイルス感染症 総合サイト>ワクチン特設サイト>県接種会場>使用するワクチン 参照